

平成 26 年 8 月 1 日制定

宅内機器レンタル規約～東広島市情報通信基盤整備事業版～

株式会社エネルギー・コミュニケーションズ

第 1 条（規約の適用）

株式会社エネルギー・コミュニケーションズ（以下、「当社」といいます。）は、以下の I P 電話対応宅内機器レンタル規約～東広島市情報通信基盤整備事業版～（以下、「本規約」といいます。）に従い、利用者に対して I P 電話対応宅内機器レンタルサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第 2 条（本規約の変更）

当社は、利用者の承諾を得ることなく本規約の内容を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。

第 3 条（用語の定義）

本規約中において、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「利用者」とは、本サービスの利用契約が成立した者をいいます。
- (2) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (3) 「I P 通信網サービス」とは I P 通信網を使用して行う電気通信サービスをいいます。
- (4) 「I P 通信網サービス契約」とは当社から I P 通信網サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (5) 「有線アクセスサービス契約者」とは当社と有線アクセスサービス契約を締結している者をいいます。
- (6) 「申込者」とは、本サービスの利用を希望し本規約に基づく所定の申込をした者をいいます。

第 4 条（契約申込を行なうことができる者の条件）

本サービスの申込をすることができる者は、当社の I P 電話契約者に限ります。

第 5 条（申込）

本サービスの申込をするときは、あらかじめ本規約を承認の上、当社所定の申込により当社が別途定める事項を当社へ提出していただきます。

第 6 条（申込の承諾）

当社は、本サービスの申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2. 前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの技術上または当社の業務の遂行上著しい支障が発生すると当社が判断したとき。
- (2) 申込者が当社への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠る恐れがあるとき。
- (3) 申込時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- (4) 申込者に係るおよび I P 通信網サービスが利用停止の状態にあるとき。
- (5) 申込者が過去本サービス他当社のサービスにおいて、当社の契約約款その他の規定に違反したことがあるとき。
- (6) その他、やむをえない事情があるとき。

#### 第7条（利用契約の成立）

申込者は、あらかじめ本規約に拘束されることを承諾のうえ、当社所定の契約申込書により申込をしていただきます。

2. 本利用契約の成立は、当社が申込の承諾をし、利用者が指定する場所へ宅内機器の配送を完了した日とします。
3. I P通信網サービスの第1表（料金）第3（付加機能利用料）の光ネット無線ブロードバンドルーターからI Pアダプタ（無線LAN機能内蔵型）への利用契約変更はI P電話が開通した日とします。
4. 当社は1つのおよびI P通信網サービス契約につき、1つの利用契約を締結します。

#### 第8条（宅内機器の貸与）

当社は、利用者に対し1つの利用契約につき別に定める宅内機器を1台貸与するものとします。

2. 当社は、宅内機器を利用者の指定する住所宛てに発送します。ただし、宅内機器の到着日については当社は予め確約するものではなく、到着遅延に起因するいかなる損害についても一切責任を負わないものとします。

#### 第9条（申込の取消）

当社は、利用者が故意又は過失により、当社から一度発送された宅内機器を返送し又は受領を怠ったときは、当該利用者にかかる本サービスの申込が取り消されたものとみなすことができるものとします。この場合、利用者が再度当該宅内機器の使用を要望した場合においても、当社は当該宅内機器の再貸与及び再発送を行いません。

#### 第10条（本サービスに係る料金）

本サービスの利用者は、基本料（当社が別に定める金額に消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。）をお支払いいただきます。

2. 前項の料金は、利用契約の成立日から起算して、利用契約の解除があった日までの期間について適用します。なお、成立日の属する暦月と解約があった日の属する暦月の料金についてはその利用日数に応じて日割りします。
3. 利用者は、利用停止その他理由の如何を問わず、およびI P通信網サービスが利用できなかった期間中の本サービスにかかる料金の支払いを要します。
4. 当社は、前三項で定める料金を料金月に従って計算します。

#### 第11条（遅延損害金）

利用者が、本規約により支払うこととされている料金その他の債務の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日から完済に至るまで年利14.5パーセントの遅延損害金を支払うものとします。

#### 第12条（契約内容の変更）

利用者は、契約申込書に記載された申込内容に変更があるときは、事前に当社所定の方法により当社に通知していただきます。

#### 第13条（権利の譲渡等の制限）

本規約に特段の定めがある場合を除き、利用者は本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡もしくは貸与し、又は本サービスを第三者に利用させることはできません。

2. 利用者以外に宅内機器を使用することができる者は、利用者の家族その他当社が特に認める者（以

下、「関係者」といいます。)に限ります。この場合、関係者の行為は当該利用者の行為とみなされるものとし、本規約の各条項が適用されることに利用者は予め同意するものとします。

#### 第14条 (利用者が行なう利用契約の解除)

利用者が本利用契約を解約する場合は、あらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。

2. 利用者の本サービス利用中にかかわる一切の債務は、利用契約終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。また、当社は、既に支払われた料金等の払い戻し義務を一切負わないとともに、利用者が解除に伴って、当社に対して何らかの請求権を取得することは一切ありません。

#### 第15条 (当社が行なう利用契約の解除)

当社は、以下の場合には何らの催告なしに、本利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用者の行為が、第20条各号に該当すると当社が判断した場合。
  - (2) 前項の他、利用者が本規約に違反したと当社が判断した場合。
  - (3) 本サービスに係る料金について、期日を経過してもなお支払われないうち。
2. 前項によらず、IP電話契約およびIP通信網サービス契約が解除されたときは、当社は何らの催告なしに、本利用契約を解除するものとします。
  3. 前二項により利用契約が解除された場合には、第15条2項の規定が適用されるものとします。
  4. 第1項または第2項による本利用契約の解除は、当社の利用者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

#### 第16条 (保証)

当社は配送時において宅内機器をその目的に従った使用をした場合に、正常に機能することのみを保証します。

2. 前項の場合、利用者が当社のIP通信網サービス以外に接続して宅内機器を利用したこと起因して発生した不具合については、その予見可能性の有無を問わず当社はその責を負わないものとします。
3. 利用者が宅内機器を受領した日から10日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、宅内機器は正常に機能するものとみなします。

#### 第17条 (宅内機器の設置及び撤去)

宅内機器の設置、移設、撤去については、利用者の費用負担により、利用者または当社が行ないます。

#### 第18条 (利用契約の変更・終了に伴う宅内機器の返還)

利用者は、第12条(契約内容の変更)または第14条(利用者が行う利用契約の解除)もしくは第15条(当社が行う利用契約の解除)のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その発生した日から起算して8日以内に原状に復した宅内機器を当社の指定する方法に従い、当社の指定する場所に返還するものとします。

2. 前項の期間内に宅内機器が当社に返還されない場合、当社は利用者に対して宅内機器が返還されるまでの間、違約金として宅内機器購入代金相当額から支払い済レンタル料金を差し引いた金額に消費税相当額を加算した額を請求することができるものとします。
3. 前項の方法で算定した違約金額が3,000円(税込額3,240円)に満たない場合、当社は違約金として3,000円(税込額3,240円)を請求するものとします。

#### 第19条 (責任の制限)

当社は、宅内機器本来の目的に従った使用をしていたにも拘らず、利用者の責めに帰すべからざる事由により宅内機器に障害が発生し、通常の使用ができなくなったときは、無償にて修理、または宅内機器を交換するものとします。ただし、以下の場合には、保安対象より除外するものとし、当社は一切その責を負わないものとします。

- (1) 使用上の誤り、当社が認めた製品以外の製品から受けた損害
  - (2) 納品後の移動、輸送、落下、液体や異物の混入等による故障及び損傷
  - (3) 火災、地震、風水害、落雷、その他の天変地異、または公害、塩害、異常電圧等その他の不可抗力による故障及び損傷
  - (4) 不当な修理や改造による故障及び損傷
2. 当社は、宅内機器の使用障害に伴い利用者に生じる損害については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、前項に定める以外の一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、宅内機器の保守点検、修理または復旧の工事にあたって宅内機器が接続される通信機器を試験的に使用し、もしくは利用者の土地建物その他工作物に損害を与えた場合、それがやむをえない理由によるものであるときは、その損害を賠償いたしません。
4. 利用者による宅内機器の使用または管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、利用者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

#### 第 20 条 (禁止行為)

利用者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 利用契約上の地位を第三者に質入、その他の担保に供する行為
- (2) 宅内機器を当社の承諾なく、IP 通信網サービス線以外への移設をする行為
- (3) 宅内機器を譲渡または担保に供する行為
- (4) 宅内機器を日本国外に持ち出す行為
- (5) 宅内機器を当社の承諾なく転貸または売却して第三者に利用させる行為
- (6) 宅内機器に添付された標識等を除去・汚損する行為
- (7) 宅内機器を分解、改造、解析、改変などして引き渡し時の原状を変更する行為。ただし、当社が別に認める場合はこの限りではありません。
- (8) 宅内機器に添付された、もしくは宅内機器の一部を構成するプログラム（以下「プログラム」といいます。）に関し、有償、無償を問わずプログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用权の設定その他第三者に使用させる行為
- (9) プログラムの全部または一部を複製、改変、その他宅内機器のプログラムに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為

#### 第 21 条 (宅内機器の滅失・毀損)

利用者が宅内機器を紛失（盗難による場合を含みます。）、滅失または毀損した場合には、その原因を問わず代替宅内機器の購入代金相当額または宅内機器の修理代に消費税相当額を加算した額をお支払いいただくものとします。

#### 第 22 条 (損害賠償請求)

前二条の場合において、当社が損害を被った場合は、当社は利用者に対して、損害の賠償を請求することができるものとします。

#### 第 23 条 (通信機器の機能中断)

当社は、宅内機器の保守、点検、修理、撤去等のため工事上やむをえないときは、利用者の構内に設置されている通信機器の機能の全部または一部を一時的に中断することがあります。

第 24 条（利用者からの電気の提供）

宅内機器の作動に必要な電源及び電気は、利用者から提供していただきます。

第 25 条（設置場所への立ち入り等）

当社は、宅内機器の目的とする機能を維持、拡張する上で必要があると認めたときは、あらかじめ利用者の承諾を得たうえ、随時設置場所に立ち入ることができることとします。

第 26 条（宅内機器の保管・使用）

利用者は、宅内機器を善良な管理者の注意をもって保管・使用するものとし、取扱いにあたっては当社の指示及び取扱説明書に従うものとしします。

第 27 条（裁判管轄）

本契約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。